

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始します。

臨時福祉給付金

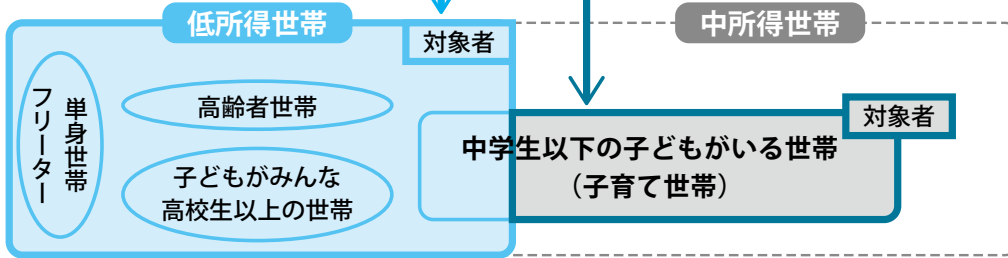
所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

●申請期間 (※市町村によって異なりますのでご注意ください。)

8月1日(金)～11月4日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
※郵送申請の場合、11月4日(火)必着

●申請・問合せ先

平成26年1月1日時点で住民票がある市町村が申請先となります。
本市が申請先となる人は、下記窓口が各給付金の申請窓口です。

臨時福祉給付金

☎福祉課社会福祉係
(☎内線1153)
☎保健福祉課福祉子ども係
(☎393-7070 (直通))

子育て世帯臨時特例給付金

☎子ども課子ども育成係
(☎内線1164)
☎保健福祉課福祉子ども係
(☎393-7070 (直通))

●その他

- ①臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方の申請書がお手元に届いた場合、臨時福祉給付金の申請が優先されます。
- ②申請書は、支給対象者となる可能性がある人にお送りしています。申請書が届いても、支給要件に該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ③給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々および子育て世帯への負担の影響を緩和することを目的とした臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始します。
対象者と思われる人あてに、7月下旬に申請書を郵送でお送りしています。制度の概要や支給対象者などの詳細については、広報あんなが7月1日号をご覧ください。

⚠️「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 - ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - 市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。